

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(仮称)

規制の名称：相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務

規制の区分：新設改正(拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省民事局参事官室

評価実施時期：令和3年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。(現状をベースラインとする理由も明記)

本規制を新設しない場合には、法務局による適正な審査業務に支障が生じ、その結果、国民による制度の利用が差し控えられることにつながりかねず、所有者不明土地の発生を未然に防止するとする法の目的を損なうおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題]

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属制度の創設により、法務大臣による迅速かつ適正な審査業務を実現できるかが課題となる。

[規制以外の政策手段の検討]

承認申請書の提出を求めることまではせず、承認申請を口頭で行わせることが考えられるが、法務局としては申請者から申請事項を聞き取る等の対応が生じることになり事務処理として非効率かつ煩雑なものとなり、過誤処理や申請に要する時間の増大などにつながった結果、申請者に負担が掛かることも想定されるため、選択しなかった。

[規制の内容]

法律案は、相続等により土地の所有権を取得した者が、その土地の所有権を国庫に帰属させることを希望する場合には、法務大臣に対して申請を行い、一定の要件を満たす場合に国庫への帰属を国に義務付けるものであるが、申請を受けた法務大臣が個々の申請に対して適正な審査を行うためには、申請者自身が土地を国庫に帰属させても良いとする申請意思を明確に確認する必要があることはもとより、承認申請者の個人情報(氏名や住所など)、申請対象である土地の情報(所在や地目など)を得なければ適正な審査業務や承認等を行うことは不可能である。

そこで、土地の所有者がその所有地についてどのように処分等をするかは土地の処分権限を有する土地所有者の自由ではあるものの、本制度を利用して法務大臣に対して国庫への帰属の申請を行う場合には、法務大臣による承認を申請する旨や承認申請者自身に関する情報や承認申請の対象となる土地に関する情報を記載した承認申請書の提出を求めているものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

申請書の具体的な記載内容等は、今後、政省令等において定められることになるが、仮に、申請書の作成に1人で平均15分を要すると仮定した場合の平均的な遵守費用は以下ようになる。

申請者における1件あたりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用

$$= 1人 \times 15分 \times 単価約 2,903円(※1) = 約 725円$$

※1…約 2,903 円=5,034 千円(民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年(概要))の平均給与額(年間))÷1,734 時間(労働統計要覧(厚生労働省)毎月勤労統計調査、令和元年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模 30 人以上)

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることにより、申請者の申請意思や申請内容が明確となり、法務大臣において申請内容について適正な審査を行うことができるようになる。また、承認申請書の記載事項に特段の問題がない限り、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応も生じないことになる。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

該当なし。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は、承認申請を希望する土地の所有者に対して申請の際に申請書の提出を義務付けるものであり、何ら経済活動や事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものとする。

5 費用と効果(便益)の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

前記2③のとおり、土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることに係る費用は限定的と考えられる一方、法務大臣に対して承認申請書が提出され、審査業務に当たって申請者による申請内容が明確になることによる便益は、法務局による申請者に対する申請内容の確認業務が不要となるだけでなく、誤った情報に基づき審査業務が行われるなどの過誤処理の発生防止につながるという意味で申請者自身の権利保護にも資するものであり、前記3⑤の便益が費用を上回ることが自明であることから、本規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のようなものが考えられる。

[代替案の内容]

口頭による申請を可能とする。

[費用]

<行政費用>

口頭による申請を可能とした場合、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応が生じることになる。申請書の記載内容、確認すべき事項及び審査体制等は、今後、政省令等において定められることになるが、仮に、申請者の申請内容の聴取等に1人で平均30分を要すると仮定した場合の平均的な行政費用は以下となる。

法務局における1件あたりの申請者の申請内容の聴取等に要する平均的な行政費用

$$= 1人 \times 30分 \times 単価約 3,374円(※2) = 1,687円$$

※2…約 3,374 円 = 6,800,000 円(行政職俸給表(一)における年間給与(人事院、令和元年)) ÷ (7.75 時間 × 5 日 × 52 週)

<遵守費用>

一方、申請者も法務局による聞き取りに応じなければならないことが想定されるため、申請者には以下のような遵守費用が生じることになる。

申請者における1件あたりの申請内容の聴取等に応じる平均的な遵守費用

$$= 1人 \times 30分 \times 単価約 2,903円(※1) = 約 1,451円$$

[規制案と代替案の比較]

以上からすれば、費用面において規制案の方が代替案よりも優れていることは明らかである。

また、3⑤のとおり、口頭による申請ではなく、土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることにより、申請者の申請意思や申請内容が明確となり、法務大臣において申請内容について適正な審査を行うことができるようになることに加え、承認申請書の記載事項に特段の問題がない限り、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応も生じないことになるため、効果としても規制案の方が代替案よりも優れていることは明らかである。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から5年後に事後評価を実施する予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

基本的に今回と同様の指標で事後評価を行う（申請件数等により、費用、効果等を検証）ことが見込まれるが、事後評価の際に、制度の運用状況を踏まえて、指標の在り方を再検討する。